

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	10,719,109	3,142,925	0	13,862,034
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	35,719,109	3,142,925	0	38,862,034

3. 特定資産の財源の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	13,862,034	0	13,862,034
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	38,862,034	0	38,862,034

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	6,201,300	6,201,298	2
什器備品	2,983,115	2,983,106	9
合 計	9,184,415	9,184,404	11

5. そ の 他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。
- (3) 社会保険料立替金については、相当以前に錯誤があり、前期まで△40数万円を計上してきたが、今期において是正し、正しい期末残高を計上している。